

第11回 いなべ市農業委員会 議事録

開催日 令和2年10月9日
場 所 シビックコア 研修室2

委員の出欠状況

1番	小川 太一	出	2番	森田 久生	出	3番	伊藤 和雄	出
4番	田中 敏夫	出	5番	渡邊 勉	出	6番	加藤 寛	出
7番	横井 啓行	出	8番	藤田 則幸	出	9番	松葉 里美	出
10番	伊藤 幸子	出	11番	藤田 一房	出	12番	石原 昭彦	出
13番	二宮 義隆	出	14番	山田 陽一	出	15番	藤田 義昭	出

開 会 時 刻 午前9時00分
閉 会 時 刻 午前9時55分

<p>1 開会の辞 事務局長(種村明広)</p>	<p>第11回いなべ市農業委員会を開催させていただきます。 よろしくお願いいたします。</p>
<p>2 会長挨拶 会長(伊藤和雄)</p>	<p>お集まりいただきましてありがとうございます。第11回いなべ市農業委員会を始めさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。</p>
<p>3 開会の宣言 議長(伊藤和雄)</p>	<p>いなべ市農業委員会総会規則第5条に基づき、議長を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。 ただ今の出席委員は15名でございます。定足数に達しておりますので、第11回いなべ市農業委員会を開会いたします。</p>
<p>4 議事日程 (日程第1) 議長</p>	<p>それでは、日程第1、本日の議事録署名委員の指名については、「いなべ市農業委員会総会規則第6条第2項」の規定に基づき、会長が定めることとなっておりますので、本日の議事録署名委員に、5番議席 渡邊勉委員と、6番議席 加藤寛委員のお二人を指名させていただきます。よろしくお願いいたします。</p>
<p>(日程第2) 議長 (日程第3) (日程第4)</p>	<p>それでは、日程第2 報告第22号「農地所有適格法人の要件を満たしている法人について」、日程第3 報告第23号「農地法第18条第6項の規定による通知書について」及び日程第4 報告第24号「農地法第4条第1項第8号の規定による届出について」を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。</p>

事務局	<p>日程第2 報告第22号</p> <p>農地所有適格法人の要件を満たしている法人について</p> <p>次の法人から農地法第6条に基づく報告があり、内容を精査したところ、同法第2条第3項各号に掲げる要件を満たしていたので報告する。令和2年10月9日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄</p> <p>管内に農地を有する農地所有適格法人は、農地法第6条により毎事業年度3か月以内に事業状況等の報告が義務づけられています。農業委員会では内容を精査し、農地法第2条第3項に定める要件を満たさなくなった場合には、必要な措置を講じることになっています。今回の2法人は、問題もなく要件を満たしていると判断したので報告します。</p>
事務局	<p>日程第3 報告第23号</p> <p>農地法第18条第6項の規定による通知書について</p> <p>次のとおり、農地法第18条第1項第2号に基づき合意解約され、同条第6項の規定による通知があったので報告する。令和2年10月9日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄</p> <p>原則、農地の賃貸借契約の解除については、農地法により知事の許可を受けなければなりません。しかし、合意による解約で、その旨が書類により明らかにされている場合は許可を必要とせず、これらの行為をしたものは、農業委員会にその旨を通知しなければならないと規定されています。今回の案件は、8件、9筆、面積9,249㎡であることを報告します。</p>
事務局	<p>日程第4 報告第24号</p> <p>農地法第4条第1項第8号の規定による届出について</p> <p>次のとおり、農地法第4条第1項第8号の規定による届出があったので報告する。令和2年10月9日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤和雄</p> <p>農地を農地以外にする場合には、農地法の許可が必要ですが、員弁町の市街化区域については、都市計画法により積極的に宅地化すべき区域とされており、あらかじめ農業委員会へ届出を行え</p>

		<p>ば転用許可は要しないこととなっています。届出書の受理については、「いなべ市農業委員会会長専決規程」により会長が専決することとなっており、適法であれば受理し、適法でないものは不受理とすることとなっています。</p> <p>今回の届出は、1件、1筆、面積496㎡です。アパートとしての転用です。万一被害が生じた場合は、転用者自ら責任をもって処理するとされております。受理した届出書については、議案書の日付によって受理通知書を発行しましたので報告します。</p>
	議長	<p>報告事項について、質問等ありましたらお願いします。 よろしいでしょうか。質問がなければ次に進みます。</p>
(日程第5)	議長	<p>日程第5 議案第54号「農用地利用集積計画の決定について(利用権設定)」を議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>
	事務局	<p>日程第5 議案第54号 農用地利用集積計画の決定について(利用権設定)</p> <p>次のとおり、いなべ市長から農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画が提出されたので、議決を求める。令和2年10月9日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄</p> <p>市が農用地利用集積計画を定めるときは、農業経営基盤強化促進法第18条第1項により、農業委員会の決定を経て、市が定めることとなっております。通常、農地の貸し借りをする場合、農地法の許可がいりますが、農用地利用集積計画を定めるとその手続きが不要になり、期間満了になると自動的に契約が終了することになります。いなべ市では、年2回の4月と10月に計画を審議しています。なお、借り手が公益財団法人三重県農林水産支援センターにつきましては、農地中間管理事業にともなう農用地利用集積計画の決定です。</p> <p>議案書のとおり利用権の設定計画が提出されたので審議をお願いします。</p> <p>内訳としましては、相対分、賃貸借筆数85筆、116,194㎡、使用貸借筆数267筆、389,848㎡、合計352筆、506,042㎡です。</p>

	<p>中間管理機構分、賃貸借筆数、32筆、34,391㎡、使用貸借筆数、6筆、6,651.17㎡、合計38筆、41,042.17㎡となっています。</p>
<p>議長</p>	<p>事務局の説明が終わりました。この集積計画につきまして質問等ありましたらお願いいたします。</p> <p>特にないようですので、議案第54号「農用地利用集積計画の決定について(利用権設定)」につきまして採決いたします。</p> <p>本議案につきましては、 [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]に関する案件が含まれております。</p> <p>農業委員会等に関する法律第31条第1項により議事に参与できませんので、該当委員を除いた案件別で採決を行います。</p> <p>該当委員は、ご自分の案件については採決に参加できませんのでご了承ください。</p>
<p>議長</p>	<p>まず、[REDACTED]の案件119、120番について採決します。</p> <p>本計画について、決定することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>全委員挙手です。</p> <p>よって、本議案は原案どおり決定されました。</p>
<p>議長</p>	<p>[REDACTED]の案件530番について採決します。</p> <p>本計画について、決定することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>全委員挙手です。</p> <p>よって、本議案は原案どおり決定されました。</p>
<p>議長</p>	<p>[REDACTED]の案件18、19番について採決します。</p> <p>本計画について、決定することに賛成の委員の挙手を求めます。</p>

	<p>全委員挙手です。 よって、本議案は原案どおり決定されました。</p>
議長	<p>■■■■■の案件121番について採決します。 本計画について、決定することに賛成の委員の挙手を求めます。</p>
	<p>全委員挙手です。 よって、本議案は原案どおり決定されました。</p>
議長	<p>■■■■■の案件131番から134番までについて採決します。 本計画について、決定することに賛成の委員の挙手を求めます。</p>
	<p>全委員挙手です。 よって、本議案は原案どおり決定されました。</p>
議長	<p>■■■■■の親族に関する案件501番について採決します。 本計画について、決定することに賛成の委員の挙手を求めます。</p>
	<p>全委員挙手です。 よって、本議案は原案どおり決定されました。</p>
議長	<p>それでは、これまで議決いただいた以外の案件について一括して採決します。全委員にお諮りします。 本計画について、決定することに賛成の委員の挙手を求めます。</p>
	<p>全委員挙手です。 よって、本議案は原案どおり決定されました。</p>
(日程第6) 議長	<p>続きまして、日程第6 議案第55号「農地法第3条の規定による許可申請について(所有権移転)」を議題といたします。</p>

<p style="text-align: center;">事務局</p>	<p>事務局の説明を求めます。</p> <p>日程第6 議案第55号</p> <p>農地法第3条の規定による許可申請について(所有権移転) 次のとおり、農地法第3条の規定による許可申請(所有権移転)があったので議決を求める。令和2年10月9日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄</p> <p>今回の申請は、10件、12筆、面積2,406.50㎡です。</p> <p><議案書パワーポイントに基づき明細を説明></p> <p><28番案件>の申請地は、大安町丹生川上地内の畑です。 譲受人である大安町門前の■■■■が大安町丹生川上の■■■■が所有する議案書に記載の2筆、534㎡を売買により譲り受ける申請です</p> <p><29番案件>の申請地は、大安町石樽南地内の畑です。 譲受人である大安町石樽南の■■■■が、大安町石樽南の■■■■が所有する議案書に記載の1筆、570㎡を贈与により譲り受ける申請です。</p> <p><30番案件>の申請地は、大安町宇賀地内の畑です。 譲受人である大安町宇賀の■■■■が、大安町中央ケ丘の■■■■が所有する議案書に記載の1筆、112㎡を売買により譲り受ける申請です。</p> <p><31番案件>の申請地は、員弁町東一色地内の田です。 譲受人である員弁町東一色の■■■■が、員弁町東一色の■■■■が所有する議案書に記載の1筆、332㎡を贈与により譲り受ける申請です。</p> <p><32番案件>の申請地は、員弁町北金井地内の畑です。 譲受人である員弁町北金井の■■■■が、員弁町北金井の■■■■が所有する議案書に記載の2筆、167㎡を売買により譲り受ける申請です。</p> <p><33番案件>の申請地は、北勢町阿下喜地内の畑です。 譲受人である北勢町阿下喜の■■■■が、北勢町阿下喜の■■■■が所有する議案書に記載の1筆、208㎡の内199.50㎡を売買により譲り受ける申請です。なお、残地部分が議案第55号の農地法5条案件で出ておりますので、同時許可となります。</p> <p><34番案件>の申請地は、大安町丹生川久下地内の畑です。</p>
--	--

	<p>譲受人である大安町丹生川久下の [] が、桑名市の [] が所有する議案書に記載の1筆、92㎡を売買により譲り受ける申請です。</p> <p><35番案件>の申請地は、藤原町大貝戸地内の畑です。</p> <p>譲受人である藤原町大貝戸の [] が、名古屋市西区の [] が所有する議案書に記載の1筆、139㎡を贈与により譲り受ける申請です。</p> <p><36番案件>の申請地は、藤原町大貝戸地内の畑です。</p> <p>譲受人である藤原町大貝戸の [] が、東京都江戸川区の [] が所有する議案書に記載の1筆、139㎡を贈与により譲り受ける申請です。</p> <p><37番案件>の申請地は、大安町石樽北地内の畑です。</p> <p>譲受人である大安町石樽北の [] が、大安町石樽北の [] が所有する議案書に記載の1筆、122㎡を売買により譲り受ける申請です。</p> <p>以上10件につきまして、委員の確認書、現場確認及び書類審査の結果、法令要件を満たしていると判断されますので、ご審議をよろしくお願いいたします。</p> <p>議長 事務局の説明は終わりました。何か質問はありますか。</p> <p>特にないようですので、議案第55号「農地法第3条の規定による許可申請について(所有権移転)」について採決いたします。</p> <p>議案第55号「農地法第3条の規定による許可申請について(所有権移転)」について、原案どおり許可することに賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>全委員挙手です。</p> <p>よって、本申請につきましては、許可することといたします。</p> <p>(日程第7) 議長 続きまして、日程第7 議案第56号「農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。</p> <p>事務局 日程第7 議案第56号</p>
--	--

	<p>農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について (所有権移転)</p> <p>次のとおり、農地法第4条の規定による許可申請があったので意見を求める。令和2年10月9日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤和雄</p> <p>今回の申請は、2件、2筆で面積1,699㎡です。 <議案書パワーポイントに基づき明細を説明> <3番案件>の申請地は、北勢町阿下喜地内の田です。農地区分は、阿下喜駅が300m以内にあるため第3種農地です。 申請人である北勢町別名の■■■■が、議案書に記載の1筆、828㎡を太陽光発電へ転用したい旨の計画です。工事計画については、土地造成は整地のみ、取水はなし、汚水及び雑排水はなく、雨水は自然浸透です。 <4番案件>の申請地は、北勢町阿下喜地内の田で、3番案件隣接の場所です。農地区分は、阿下喜駅が300m以内にあるため第3種農地です。 申請人である北勢町別名の■■■■が、議案書に記載の1筆、871㎡を太陽光発電へ転用したい旨の計画です。工事計画については、土地造成は整地のみ、取水はなし、汚水及び雑排水はなく、雨水は自然浸透です。</p>
議長	<p>事務局の説明は終わりました。</p>
	<p>この案件につきましては、10月2日に現地調査を行っております。現地調査委員からその調査結果を報告させていただきます。</p>
現地調査委員	<p>議案第56号「農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について」2件を現地調査した結果、特に問題となる事項は確認されませんでしたので報告します。</p>
議長	<p>ありがとうございました。何か質問はありますか。</p>
	<p>特に無いようですので、議案第56号「農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について」の採決をいたします。</p>
	<p>本申請を県に送付するにあたり、委員会が特に付すべき意見は、「なし」とすることに賛成委員の挙手を求めます。</p>

汚水及び雑排水は下水道を利用し、雨水排水は既設の道路側溝へ放流します。

<46番案件>の申請地は、北勢町下平地内の畑です。農地区分は第2種農地です。

譲受人である四日市市の■■■■が、北勢町下平の■■■■が所有する議案書に記載の3筆、391㎡を太陽光発電施設へ転用したい旨の計画です。土地造成は整地のみ、取水はなし、汚水及び雑排水はなく、雨水は自然浸透です。

<47番案件>の申請地は、北勢町川原地内の畑です。農地区分は第2種農地です。

譲受人である四日市市の■■■■が、北勢町川原の■■■■が所有する議案書に記載の1筆、509㎡を太陽光発電施設へ転用したい旨の計画です。土地造成は整地のみ、取水はなし、汚水及び雑排水はなく、雨水は自然浸透です。

<48番案件>の申請地は、北勢町阿下喜の畑です。農地区分は、いなべ市役所本庁舎から300m以内にあるため、第3種農地です。

譲受人である北勢町阿下喜の■■■■が、北勢町阿下喜の■■■■が所有する議案書に記載の1筆、208㎡の内8.50㎡を進入用道路へ転用したい旨の計画です。工事計画については、土地造成は50cmの盛土をし、砂利敷きして整地をし、取水はなし、汚水及び雑排水はなく、雨水は自然浸透です。

<49番案件>の申請地は、大安町鍋坂地内の田です。農地区分は第1種農地です。この申請地は令和元年11月に農用地除外決定がされております。1種農地ですが、不許可の例外として「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づく地域経済牽引事業」にあたります。

譲受人である菰野町の■■■■が、大安町鍋坂の■■■■が所有する議案書に記載の28筆、36,462㎡を工場施設へ転用したい旨の計画です。

(土地利用計画平面図に基づき説明)

工事計画としては、ミルクロード東側第1工区、西側を第2工区に分け、第1工区8棟の工場、1つの調整池を建設、第2工区には3棟の工場、1つの調整池、駐車場を建設設置します。

(造成計画平面図に基づき説明)

土地造成は盛土及び切土のうえ、整地を行い、アスファルト敷と

	<p>します。隣接地との境界にはL型擁壁等を施工し、幅5mの緩衝帯を設けることにより、土砂の流出を防止します。</p> <p>(排水給水施設計画平面図に基づき説明)</p> <p>取水は上水道、汚水排水は浄化槽を使用し排出します。雨水排水は、敷地内に設置した側溝を経由し調整池に集約し、既設排水路への放流で対処します。</p> <p><50番案件>の申請地は、北勢町東貝野地内の畑です。農地区分は第2種農地です。</p> <p>譲受人である大阪府松原市の[]が、北勢町東貝野の[]が所有する議案書に記載の3筆、498㎡を太陽光発電施設へ転用したい旨の計画です。土地造成は整地のみ、取水はなし、汚水及び雑排水はなく、雨水は自然浸透です。</p> <p><51番案件>の申請地は、北勢町川原地内の畑です。農地区分は第2種農地です。</p> <p>譲受人である大阪府松原市の[]が、北勢町川原の[]が所有する議案書に記載の2筆、558㎡を太陽光発電施設へ転用したい旨の計画です。土地造成は整地のみ、取水はなし、汚水及び雑排水はなく、雨水は自然浸透です。</p> <p><52番案件>の申請地は、北勢町川原地内の畑です。農地区分は第2種農地です。</p> <p>譲受人である大阪府松原市の[]が、北勢町川原の[]が所有する議案書に記載の2筆、929㎡を太陽光発電施設へ転用したい旨の計画です。土地造成は整地のみ、取水はなし、汚水及び雑排水はなく、雨水は自然浸透です。</p> <p><53番案件>の申請地は、大安町石樽東地内の畑です。農地区分は第1種農地です。1種農地ですが、集落に接続する住宅ですので例外的に許可されます。</p> <p>譲受人である大安町石樽東の[]が、[]が所有する議案書に記載の4筆、80.6㎡を一般個人住宅施設へ転用したい旨の計画です。なお、工事計画については、議案58号第5条賃借権案件16番と一体申請ですのでそちらでご説明いたします。</p> <p>事務局</p> <p>続きまして、日程第9 議案第58号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について (賃借権等設定) 次のとおり、農地法第5条の規定による許可申請(賃借権等設</p>
--	---

定)があったので意見を求める。令和2年10月9日提出 いなべ市
農業委員会会長 伊藤 和雄

今回の5条貸借権等設定の申請は、3件、6筆で面積1,456.67
㎡です。

<議案書パワーポイントに基づき明細を説明>

<14番案件>の申請地は、大安町丹生川中地内の畑です。農
地区分は、丹生川駅及び丹生川小学校が500m以内にあるため
第3種農地です。

借り人である愛知県豊田市の■■■■が、大安町丹生川中の
■■■■が所有する議案書に記載の1筆、652㎡を太陽光発電施
設へ貸借にて転用したい旨の計画です。土地造成は整地のみ、取
水はなし、汚水及び雑排水はなく、雨水は自然浸透です。

<15番案件>の申請地は、北勢町下平地内の畑です。農地区
分は第2種農地です。

譲受人である四日市市の■■■■が、北勢町下
平の■■■■が所有する議案書に記載の2筆、825㎡の内430㎡
を太陽光発電施設へ貸借にて転用したい旨の計画です。土地造成
は整地のみ、取水はなし、汚水及び雑排水はなく、雨水は自然浸透
です。

<16番案件>の申請地は、先の議案第57号第5条所有権移転
53番案件と一体申請であります。

借り人である大安町石樽東の■■■■が、大安町石樽東の■■■■
が所有する議案書に記載の3筆、374.67㎡を一般個人住宅施
設へ使用貸借にて転用したい旨の計画です。土地造成は、地盤面
まで盛土及び整地を行い、既設コンクリートブロックで土砂及び雨
水の流出を防止します。水道は上水を利用し、汚水排水及び生活
雑排水は下水道を利用します。雨水排水については既設水路へ放
流します。

以上5条所有権移転11件と、5条貸借権等設定3件につしまし
て、委員の確認書及び書類審査の結果、法令要件を満たしている
と判断され、転用はやむを得ないものと考えられますので、ご審議
のほどよろしくお願いいたします。

議長

事務局の説明は終わりました。

	<p>この案件につきましては、10月2日に現地調査を行っておりま す。現地調査委員からその調査結果を報告させていただきます。</p>
<p>現地調査委員</p>	<p>議案第57号「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見 決定について(所有権移転)」11件、及び議案第58号「農地法第5 条の規定による許可申請に対する意見決定について(貸借権等設 定)」3件を現地調査した結果、特に問題となる事項は確認されま せんでしたので報告します。</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございました。何か質問はありますか。</p>
<p>田中委員</p>	<p>議案49番案件の会社は、何をしている会社ですか。</p>
<p>事務局</p>	<p>自動車部品の製造や部品の試作をしている会社です。</p>
<p>議長</p>	<p>議案49番案件は、3,000㎡を超えていますので、10月5日に県 の現地調査もありました。月曜日には、県の会議に事務局が参加 をして、説明をして承認を得ることになります。</p>
	<p>その他に質問はありますか。 特に無いようですので、議案第57号「農地法第5条の規定によ る許可申請に対する意見決定について(所有権移転)」の採決をい たします。 本申請を県に送付するにあたり、委員会が特に付すべき意見 は、「なし」とすることに賛成委員の挙手を求めます。</p>
	<p>全委員挙手です。 よって、当委員会の意見は「なし」とすることに決定しました。</p>
	<p>続いて、議案第58号「農地法第5条の規定による許可申請に対 する意見決定について(貸借権等設定)」の採決をいたします。 本申請を県に送付するにあたり、委員会が特に付すべき意見 は、「なし」とすることに賛成委員の挙手を求めます。</p>
	<p>全委員挙手です。 よって、当委員会の意見は「なし」とすることに決定しました。</p>

<p>(日程第10) 議長</p>	<p>続きまして、日程第10 議案第59号「非農地証明願いについて」を議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>日程第10 議案第59号 非農地証明願いについて</p> <p>次のとおり、非農地証明願いがあったので議決を求める。令和2年10月9日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄</p> <p>今回の申請は5件、5筆、1,319㎡です。</p> <p><議案書パワーポイントに基づき明細を説明></p> <p><28番案件>の申請地は、北勢町阿下喜地内の台帳地目、畑です。</p> <p>願い出者は、北勢町阿下喜の [] で、平成10年から物置に転用し、現在に至っております。</p> <p><29番案件>の申請地は、大安町石樽東地内の台帳地目、畑です。</p> <p>願い出者は、丹生川久下の [] で、平成元年から倉庫に転用し、現在に至っております。</p> <p><30番案件>の申請地は、大安町石樽東地内の台帳地目、畑です。</p> <p>願い出者は、大安町石樽東の [] で、昭和51年から駐車場に転用し、現在に至っております。</p> <p><31番案件>の申請地は、大安町片樋地内の台帳地目、畑です。</p> <p>願い出者は、大安町片樋の [] で、昭和54年から車庫に転用し、現在に至っております。</p> <p><32番案件>の申請地は、藤原町山口地内の台帳地目、畑です。</p> <p>願い出者は、神奈川県川崎市の [] で、昭和53年から宅地に転用し、現在に至っております。</p> <p>以上5件につきまして、現場確認及び空中写真等の書類審査の結果、証明基準を満たしていると判断されますので、ご審議をよろしく申し上げます。</p>

	<p>議長 非農地証明につきましては、無断転用後20年経過した土地についての証明です。事務局において、20年前の空中写真を元に該当する土地について提案をさせていただいております。</p> <p>何か質問はありますか。</p> <p>特に無いようですので、議案第59号「非農地証明願いについて」を採決いたします。願いどおり証明することに賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>全委員挙手であります。</p> <p>よって、本案件については、願いどおり証明することに決定しました。</p> <p>議事については、以上です。</p>
<p>5 その他</p>	<p>議長 その他でございますが、委員さんから何かありますか。事務局から何かありますか。</p> <p>事務局 令和2年度農業委員会委員等研修会が開催されます。主催者は、三重県農業会議、各地方部会・北勢農業委員会協議会です。目的は、改正農業委員会法及び農地法等法令などに位置づけられた農業委員会の役割を達成するため、農業及び農村の動向に対応した活力ある農業委員会活動を展開し、担い手の育成支援及び農用地の有効利用を強力に進め、食料の安定的な供給を図る基盤を確立するため、農業委員会委員及び関係者等が一同に参集し、その所掌事務遂行上必要な知識を研修するとなっております。開催日時は、令和2年11月27日金曜日、午後1時30分から午後4時30分まで、いなべ市シビックコアで開催されます。出欠報告を事務局までよろしく願いたします。</p> <p>議長 ありがとうございました。毎年開催されている研修会ですので、参加をよろしく願いたします。出欠報告を事務局まで願いたします。</p> <p>その他はよろしいでしょうか。</p>

<p>6 閉会の宣言 議長 【午前9時55分閉会】</p>	<p>次回は、11月2日午前9時から現地調査です。8番藤田委員と9番松葉委員は出席をお願いします。11月10日に委員会となりますので、よろしくお願いします。</p> <p>これもちまして、第11回農業委員会を終了します。</p>
-----------------------------------	--

会議の経過を記載して、相違ないことを証するため署名する。

令和 年 月 日

いなべ市農業委員会
会長 伊藤 和雄

議事録署名者 _____

議事録署名者 _____